別添３

現地調査に関する秘密保持誓約書

ガバメントクラウド接続回線事業に係る一般競争入札への参加検討にあたり、事前の現地調査を行う場合、当該調査を通じて知り得た情報の取扱いについて、当社は次のとおり誓約します。

第１条（秘密情報）

本誓約書における「秘密情報」とは、現地調査や本入札への参加検討に関連して、発注者から開示され、または当社が知り得た一切の情報をいいます。これには、施設・敷地・設備の構造、配置、配線・配管状況、セキュリティ設備、入退館方法、運用状況、関係者に関する情報、写真・動画・図面・記録等を含みます。ただし、次の情報は秘密情報から除きます。

・開示を受ける前から公知であった情報
・開示を受けた後、当社の責めによらず公知となった情報
・正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
・秘密情報によらず、当社が独自に作成または取得した情報

第２条（秘密保持および目的外利用の禁止）

当社は、秘密情報を厳重に管理し、発注者の事前の承諾なく、第三者に開示または漏えいせず、本入札への参加検討および現地調査の目的以外に使用しません。

第３条（社内共有および委託先への開示）

当社は、秘密情報を知る必要のある役員・従業員に限り、必要最小限の範囲で秘密情報を共有します。この場合、当社は、当該役員・従業員に本誓約書と同等の秘密保持義務を遵守させ、その行為について責任を負います。

発注者の事前の承諾なく、協力会社、再委託先、その他の第三者に秘密情報を開示しません。

第４条（撮影・記録等の制限）

当社は、発注者の事前の承諾なく、現地での写真・動画撮影、録音、図面等の複写・複製、情報の記録・持出しを行いません。ただし、現地調査に必要な記録について発注者が承諾した場合は、その範囲および方法に従います。

第５条（法令等に基づく開示）

法令または裁判所・行政機関等の要請により秘密情報の開示が必要となった場合、当社は、法令上可能な範囲で事前に発注者へ通知し、開示範囲を必要最小限にとどめます。

第６条（返還・消去）

当社は、発注者から求められた場合、または本入札手続が終了した場合、発注者の指示に従い、秘密情報およびその複製物を速やかに返還、消去または廃棄します。発注者から求められたときは、その実施を報告します。

第７条（事故等の報告）

当社は、秘密情報の漏えい、紛失、目的外使用その他本誓約書への違反またはそのおそれを認識した場合、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従って必要な措置を講じます。

第８条（損害賠償）

当社は、本誓約書に違反し発注者に損害を与えた場合、法令に従い、その損害を賠償します。

第９条（有効期間）

本誓約書は提出日から効力を生じ、本入札への参加の有無または入札手続の終了後も、第１条から第８条までの義務は存続します。

以上、本誓約書の内容を確認し、遵守することを誓約します。

令和　　年　　月　　日

奈良市長

（申請者）
住所

商号又は名称

代表者氏名
（署名又は記名押印）

代表人氏名
（署名又は記名押印）